

研究結果

本研究では日本文化財の分類、保護制度及び保護システムを纏めた上で、比較研究の研究手法をもって、日本文化財、特に無形民俗文化財の保護にかかわる中日の相違点を分析した。日本では、無形文化遺産を対象に、指定と認定制度が実施され、無形文化財を対象に、個別認定、総合認定及び団体認定が行われる。それに対して、無形民俗文化財を対象には、団体認定しか行われていない。無形民俗文化財は特定地域においての住民が共有するものであり、文化伝承も個人によるものではなく、地域の人々、地域全体によるものだからである。

中国では「傑出文化伝承者」という認定制度の実施が2年前から始まったが、問題もたくさん露呈されている。中国の無形文化遺産は内容が豊富であり、文化的多様性を持っており、分類が難しい。この状況を改善させるため、団体保護の理念を導入すべきである。

日本では、文化財を活用し、観光振興と結びつけ、地域づくりに寄与させることは全国において実践されている。この上で、生態博物館という理念を地域づくり、街づくり推進事業の中に活かして、地域の経済と文化を発展させ、地域のアイデンティティを形成させている。日本は「国民の文化の向上」を目指して全国的に地域づくりの活動を展開している。

筆者は青森ねぶた祭りを事例研究として、日本の無形民俗文化財の保護状況、各保存会をはじめとする地域コミュニティの文化財保護への貢献を整理した。この結果を踏まえて、文化財を活用し、地域づくりを実現させ、経済と文化を並行的に推進することにより、「国民の文化の向上」に資することは文化財保護の目的であるという結論を出した。

日本の文化財保護に関連する経験は、中国の無形文化遺産の保護に関する理論の構築、理念の更新及びやり方の改善にかかわる各方面に示唆をもたらすように、推進していく。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

「日本の無形文化遺産の所持者制度」・馮彤・『民族芸術』・広西民族文化芸術研究院, 2010年3月。

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)